

2005～2006年度 文部科学省「科学研究費補助金」研究
(若手研究(A) 研究課題番号 17683001)

市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究
報告書

NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けた
アンケート調査報告(データ編)

2007年3月

今瀬 政司

(特定非営利活動法人 市民活動情報センター 代表理事)

目次

1章 調査研究の趣旨	2
1. NPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズの高まり	
2. 協働事業でネックとなる従来型の「委託契約書」	
3. NPOと行政の協働契約システム「協働契約書」の開発・提唱	
2章 委託契約書の実態把握と「協働契約書」の検証・改良開発普及	5
～ NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査結果（データ編）～	
1. 行政からNPOへの委託契約事業（協働型・従来型）の実態	6
● 行政からNPOへの委託契約事業（協働型または従来型）を行った実績の有無	
● 行政からNPOへの委託契約事業を行った実績比率	
● 協働型と従来型の委託契約事業の実績（1件当たり平均額）[2004年度]	
● 協働型と従来型の委託契約事業の実績（1団体当たり平均件数と平均額）[2004年度]	
● 委託契約事業の実績としてはどのような事業か	
2. 行政からNPOへの委託契約書（協働型・従来型）の基本的関係の実態	8
● 協働型の委託契約書の指針となる雛型を持ち使っているか	
● 委託契約書における権利・権限ではNPO(受託者)と行政(委託者)はどのような関係にあると思うか	
● 委託契約書の締結で各条文・内容等の詳細な議論や相互確認を相手方と行うか	
3. 行政からNPOへの「委託契約書」の実態と「協働契約書」の検証	10
● 権利(成果物等の著作権等)はNPOと行政のどちらに帰属すると定めているか	
● NPOが行政に支払う契約保証金は定めているか	
● 委託契約料の支払はいつと定めているか	
● 委託契約書に定めのない細かい業務処理の方法（意思決定権）の定め方	
● 委託契約書の解釈で疑義が生じた場合の対処の定め方	
● 委託業務内容の変更権限はNPOと行政のどちらに定めているか	
● 契約の相手方や第三者への損害賠償の責任の定め方	
● 契約の解除権や違約金徴収権はNPOと行政どちらに定めているか	
● 受託者のNPOに守秘義務（業務上知り得た秘密の公表禁止）を定めているか	
● 委託契約書の収支予算明細書（見積書）で定めている人件費の一日当たり単価	
● 一般管理費の基準は直接経費（人件費と物品費の合計）の約何%と定めているか	
● 事業の経緯や結果を「評価」する機会等で定めていることがあるか	
● 事業成果をNPOと行政の両者が「次に生かすための方法」として定めていることがあるか	
● 精算処理（請求）で必要と定めている証拠書類	
3章 「協働契約書」の更なる改良開発・普及をめざして	20
4章 協働契約書アンケート調査の単純集計データ	21

1 章 調査研究の趣旨

筆者（研究代表者 今瀬政司）は、(特活)市民活動情報センターにおいて、2005～06年度の2カ年にかけて、文部科学省「科学研究費補助金」研究事業として、『市民権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』を行った。本稿は、その一環として行った『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果について、2006年3月に速報版として中間報告したものを完成版（データ編）として紹介するものである。

(特活)市民活動情報センターのホームページなどで研究結果等を公表

<http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

1．NPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズの高まり

「NPOと行政の協働」という取り組みが、次代を切り開く新たな政策手段・事業手法として全国的にブームになっている。「協働」の取り組みには様々なものがあるが、その一つとしてNPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズが高まっている。

「NPOと行政の協働」の意義・あり方

NPOは公益性・非営利性の高い存在であり、「市民のニーズ発掘」、「市民の社会貢献や自己実現の場の拡大」、「公共サービスの質的向上」などを図る特質を持っている。

NPOも行政もそれぞれ単独ではできない事業が多くなり、目的を共有化して、互いの持ち味を活かしあい、力を合わせていかなければならないことが増えている。

そのためのあり方として、NPOと行政が「対等な関係」、あるいはさらに進んだ「市民優位の関係」の必要性が高まってきている。

2．協働事業でネックとなる従来型の「委託契約書」

NPOと行政の「協働型の委託契約事業」のニーズが高まっているが、事業のベースとなる「委託契約書」とその運用形態が従来からの一般的なもので、「NPOと行政の協働」の意義・あり方を必ずしも反映するものになっていない。従来型の委託契約書では、事業主体は行政であり、NPO等は事業を実施するが権利や主体性は限られ、下請けの立場である。NPO等への委託料に対する財・サービスの受益者は委託者としての行政であり、市民は行政を通じて間接的にそのメリットを享受するような契約形態となっている。そのため、事業の成果を十分に発揮できないことが少なくない。

従来型の委託契約書が「協働」のネックとなっている例

事業を進める際意思決定権を受託者のNPOが持たないことから（委託者の行政が中心に持つ形態）、NPO自身の持ち味を十分に発揮できない。

成果物等の権利（著作権等）が行政のみに帰属するようになっているため、その成果をNPOとして次の事業に十分に生かせない。

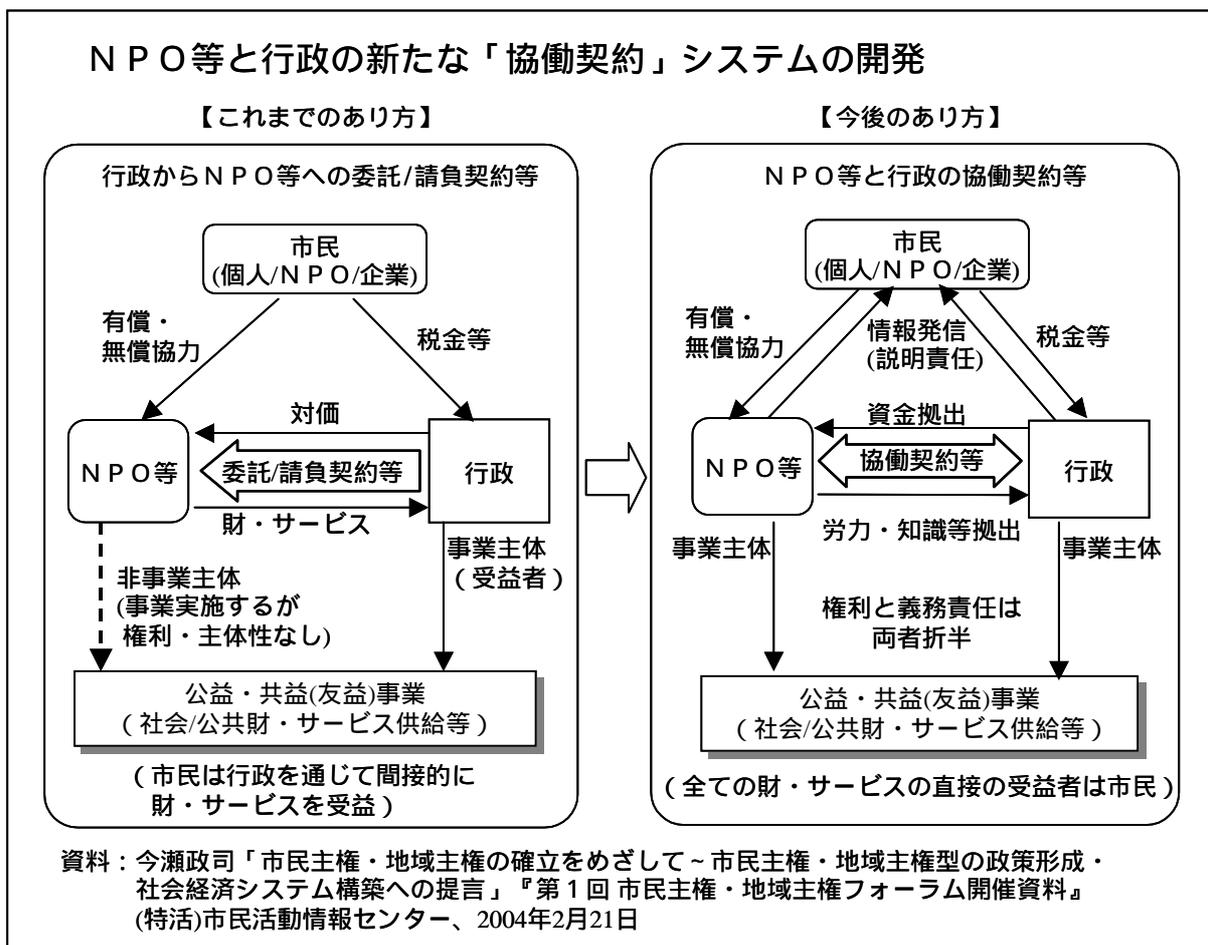
NPOと行政が権利・権限等の面などから対等な関係になれない。

3. NPOと行政の協働契約システム「協働契約書」の開発・提唱

こうした従来型の委託契約書の形態を根本的な発想から見直すものとして、筆者は2002年頃から本格的に、「NPO等と行政の協働」の意義・あり方を反映した新たな契約システムを「協働契約」システムと名付けて研究開発し、実際の協働契約の事例づくりを模索するとともに、その普及活動として「協働契約書」のひながたを各方面に政策提案してきている【下図2点】。

【参考】今瀬政司「市民権・地域権の確立をめざして～市民権・地域権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民権・地域権フォーラム開催資料』（特活）市民活動情報センター、2004年2月

協働契約書では、NPO等と行政が「共に事業主体」となり、NPO等が市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金から資金を拠出し、「権利と義務責任は折半する」という形での役割分担を図るようにする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であるとし、NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づけるのである。この協働契約書が従来の委託・請負契約書等と異なる主な点は、甲乙を共に事業主体としている点、権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点（個人情報保護は勿論別に必要）などである。



「**事業**」に関する協働契約書
(NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「**事業**」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、事業主体として、「**事業**」(以下「協働業務」という。)を協働して実施するものとする。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)

第3条 契約料は、金 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、協働契約締結日から 年 月 日までとする。

(契約の内容の変更)

第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのおの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに帰する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解釈)

第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地
組織名 某行政 代表者役職・名前

乙 所在地
組織名 某NPO等 代表者役職・名前

「**事業**」仕様書

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール
5. 実施方法(手法・体制) / 6. 事業費用(予算内訳) / 7. 事業成果

この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等としている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』
(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

2章 委託契約書の実態把握と「協働契約書」の検証・改良開発普及

～ NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査結果（データ編）～

筆者は、行政からNPOへの協働事業における「委託契約書」について、全国レベルでの実態（現状・課題・ニーズ等）を把握するとともに、先に開発・提唱した協働契約システム「協働契約書」の具体的検証を進め、更なる改良開発と具現化のための普及方策を検討し様々な活動を展開している。以下、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』（データ編）の結果について、概要を紹介する。

（注1）調査時期は2006年1月～2月。

（注2）調査対象は以下のNPOと行政。

・NPO：全国のNPO法人（回答率2割強、回答数467件）

（（特活）日本NPOセンターのホームページ「NPO法人のデータベースNPO広場」で財政規模500万円以上のNPO法人すべてを対象（2006年1月現在））

・行政：全国すべての市区町村・都道府県・府省庁局（回答率4割弱、回答数878件）

（注3）本調査では、NPOと行政それぞれから、以下の3つのケースを回答してもらった。

[現状] 協働型の委託契約書の【指針】（雛型）による場合

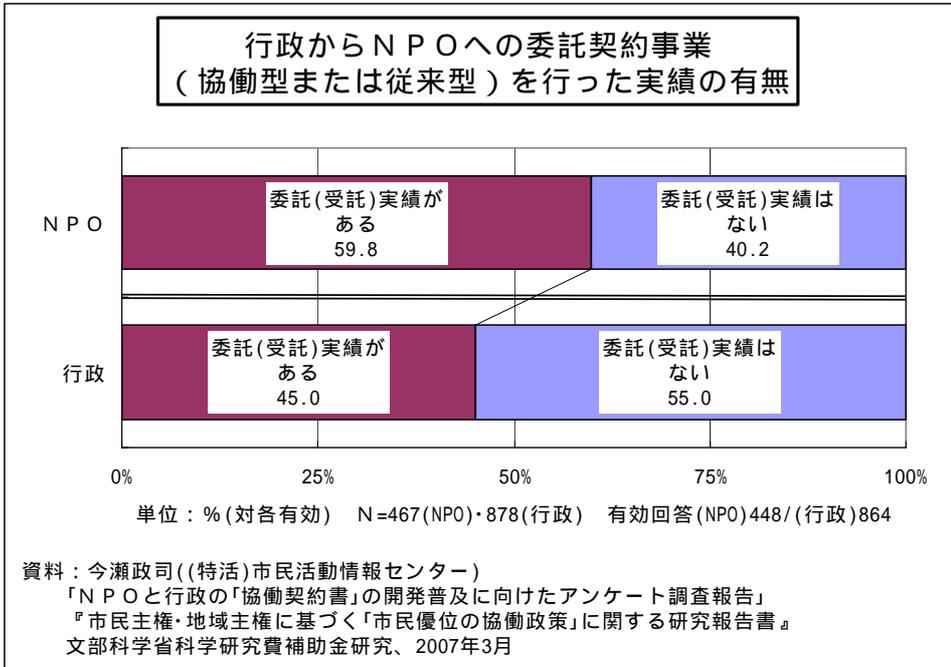
[現状] 指針とは別に各事業内容や事情によって【個別】の契約書で行われる場合

[今後] 【希望】としてのあるべき姿

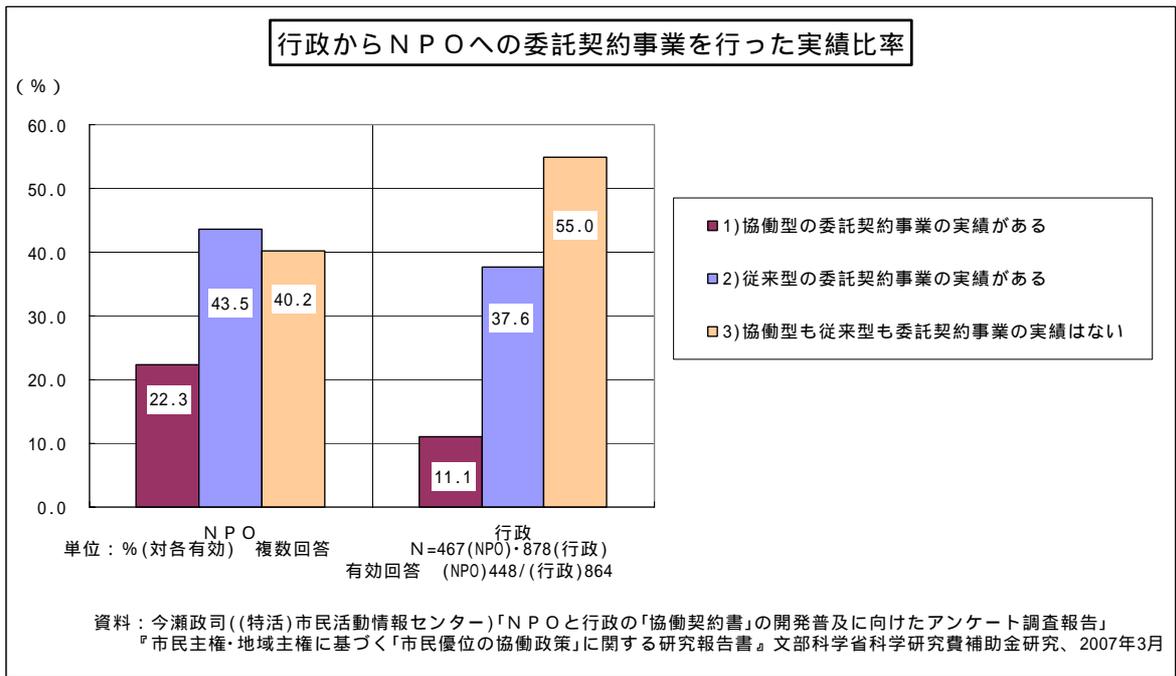
（注4）「協働型」と「従来型」の区別は、回答者それぞれの考えに従っている。

1. 行政からNPOへの委託契約事業（協働型・従来型）の実態

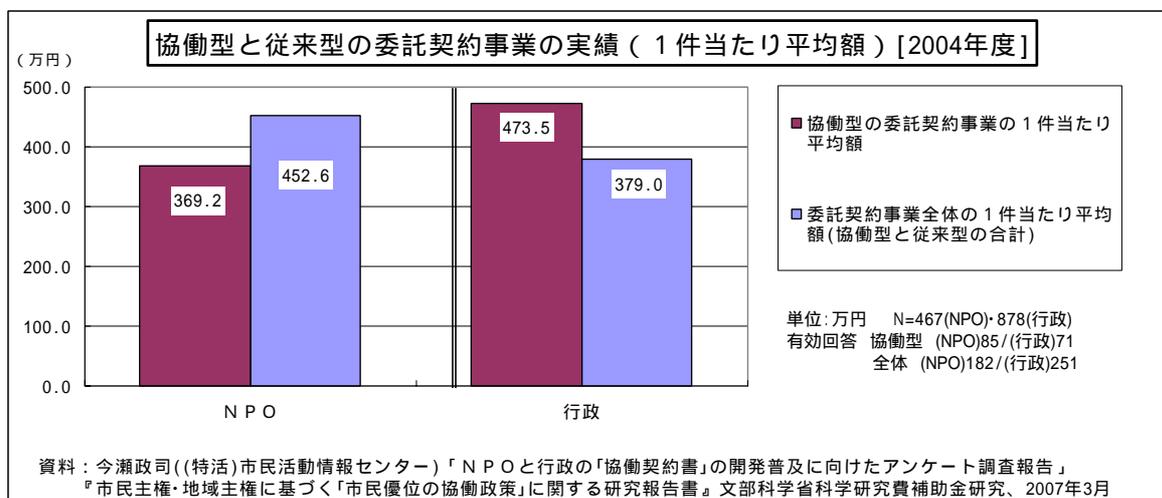
NPOの6割は、行政からの受託実績を持つ。
 行政の5割は、NPOへの委託実績を持つ。
 協働政策ブームとともに、委託（受託）契約事業という需給関係がNPOと行政それぞれに広く浸透してきている。



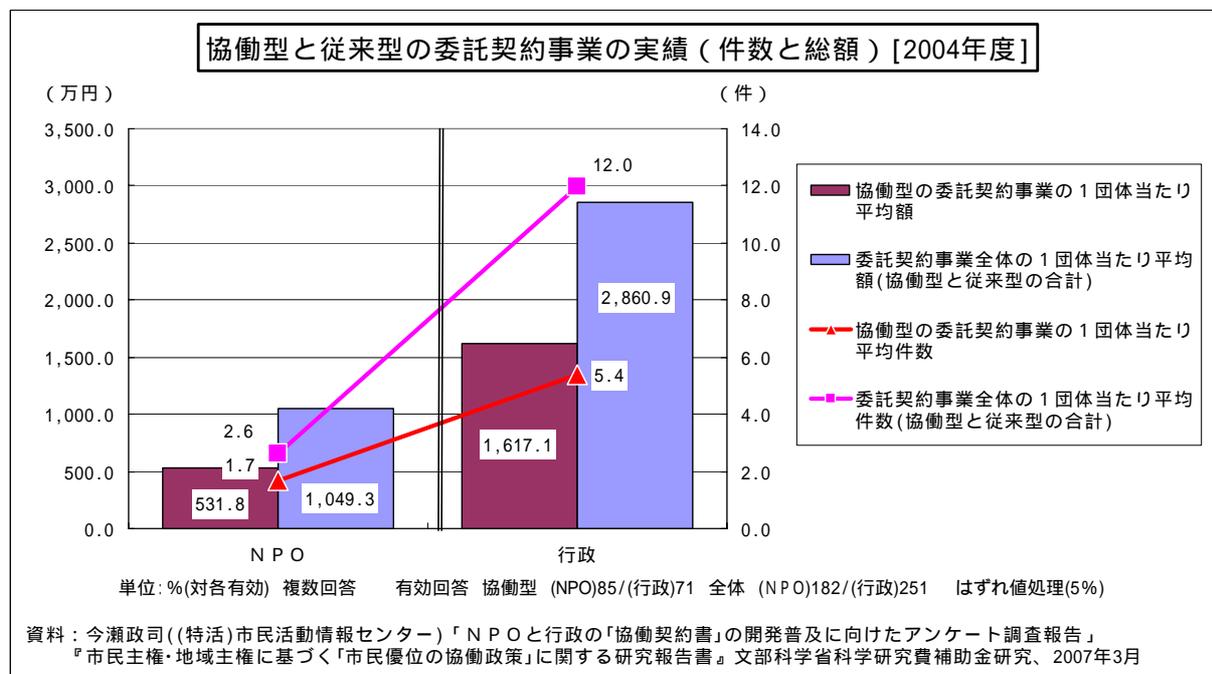
NPOの行政受託実績で、「協働型」と「従来型」は1対2の割合。
 行政のNPO委託実績で、「協働型」と「従来型」は1対3の割合。



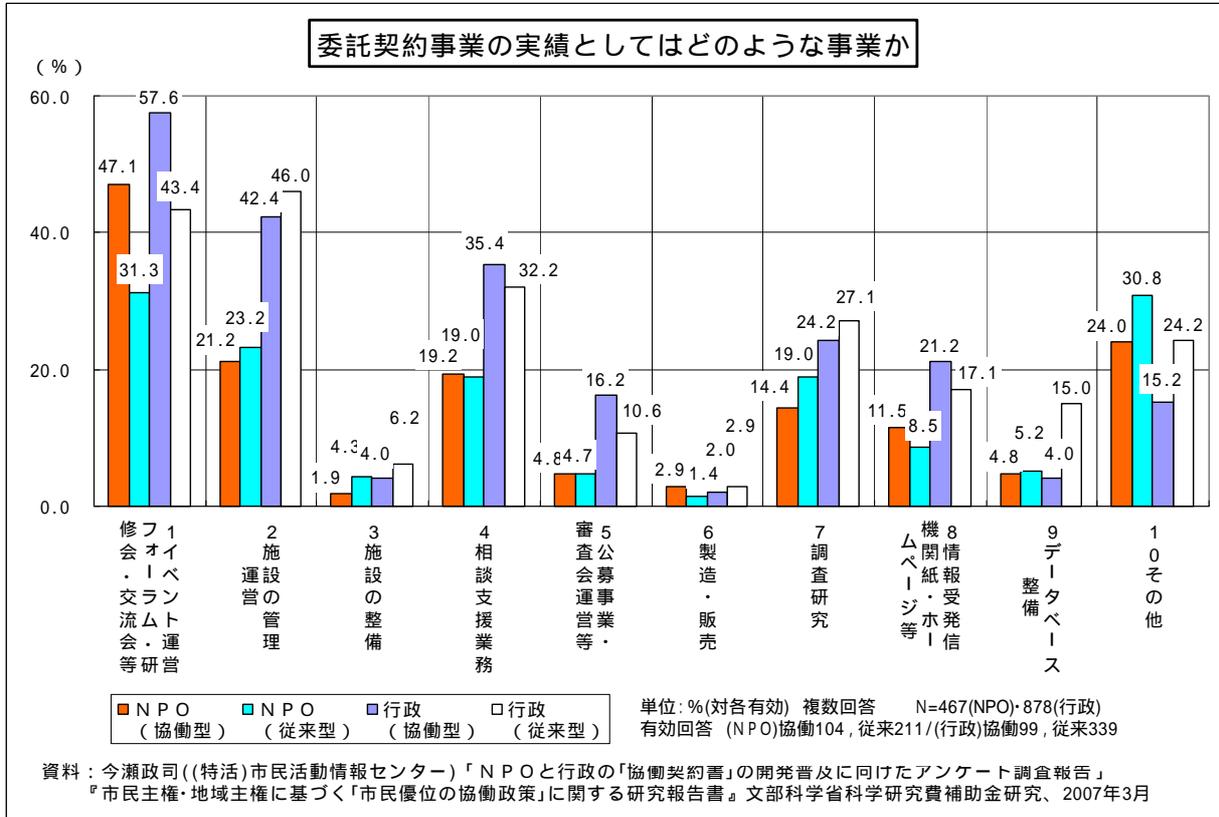
行政からNPOへの委託契約事業の1件当たり平均額は、およそ400万円前後。
 (NPOの行政受託は、「協働型」がおよそ平均額370万円、「従来型」を含めると450万円。
 行政のNPO委託は、それぞれ470万円、380万円。) (2004年度ベース、有効回答のみ)



NPOの行政受託は、「協働型」がおよそ一団体当たり平均1.7件、532万円、
 「従来型」を含めると2.6件、1,049万円。
 行政のNPO委託は、それぞれ5.4件、1,617万円と、12.0件、2,860万円。
 (2004年度ベース、有効回答のみ)

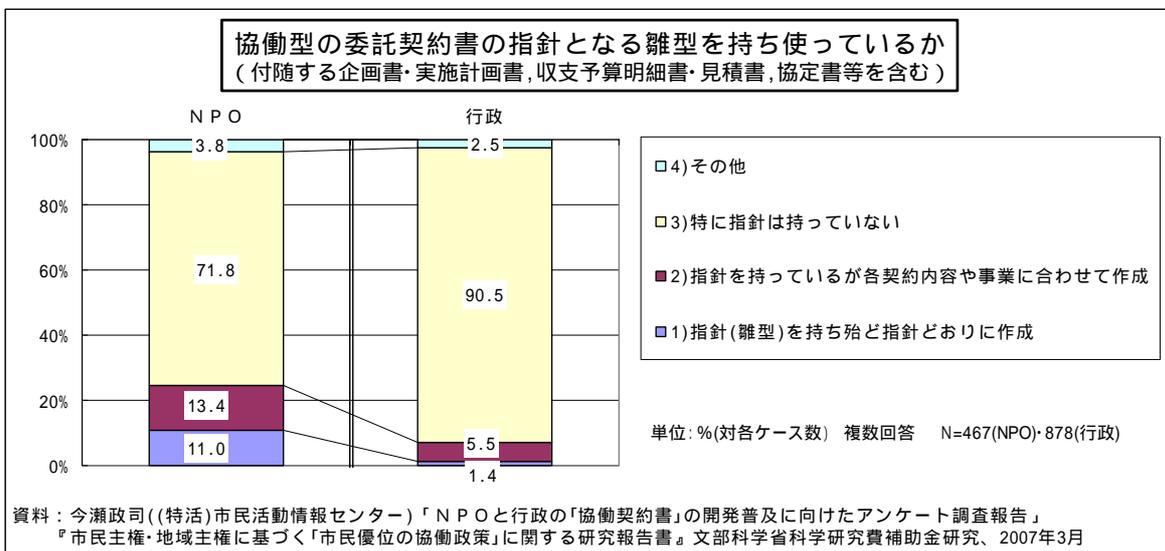


委託契約事業の内容については、NPO・行政回答ともに、「イベント運営」、「施設の管理運営」、「相談支援業務」、「調査研究」、「情報受発信」の順に多い。
両回答ともに、どの事業も「協働型」と「従来型」が同水準だが、「イベント運営」は「従来型」に比べて「協働型」が特に多い。



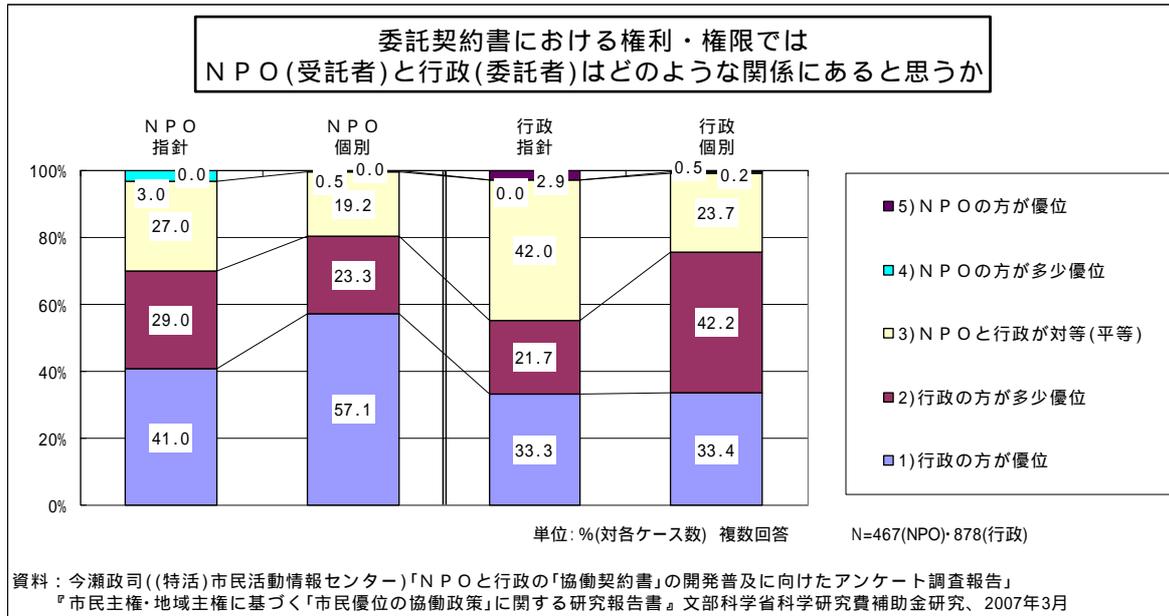
2. 行政からNPOへの委託契約書(協働型・従来型)の基本的関係の実態

「協働型」の委託契約書の「指針」(雛型)を持つのは、NPOが2割強、行政が1割弱。
(付随する企画書・実施計画書、収支予算明細書・見積書、協定書等を含む)

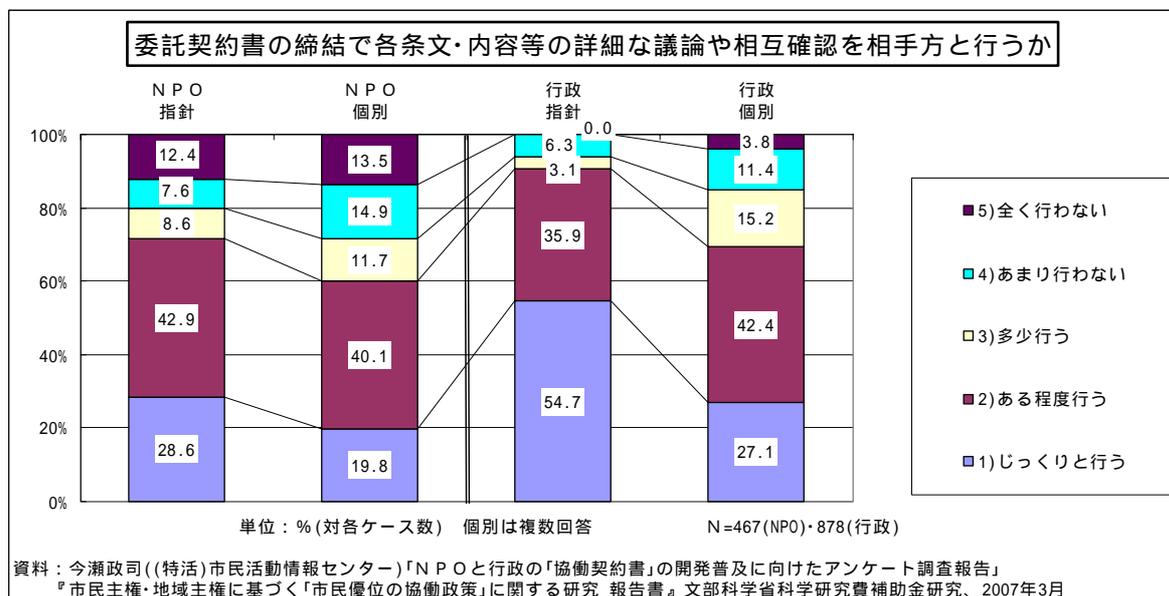


委託契約書における権利・権限では、「行政優位（多少含む）」は、NPO・行政回答ともに6～8割に上る。「NPO優位」は殆どない。

「NPOと行政が対等」は2～3割と少ない（行政の「指針」回答では4割と若干高めだが）。「協働政策」としての委託契約事業の意義・あり方として、NPOと行政が「対等」な関係であることが一般に言われているが、この結果を含めたアンケート調査結果全般ならびに個々の事例調査などから、その実態としては、「行政優位」の関係が多いことが分かった。



委託契約書の締結で各条文・内容等の詳細な議論や相互確認を相手と行っているかについて、「指針」案件では、「じっくりと行う」が、行政の6割弱に対して、NPOでは3割と少ない。また、「(全く・あまり)行わない」は、行政の数%に対して、NPOでは2割と比較的多く、NPOと行政の間で意識のギャップが見られる。「個別」案件でも、同様の傾向が見られる。



3. 行政からNPOへの「委託契約書」の実態と「協働契約書」の検証

「権利の帰属」(成果物等の著作権等)について、「すべて行政に帰属」と「すべて行政に帰属だが行政承認でNPOも利用可」は、NPO回答では「個別」「指針」案件ともに、計4割に上り多くなっている。行政回答でも、「指針」案件では同2割であるが、「個別」案件では同4割に上り多くなっている。

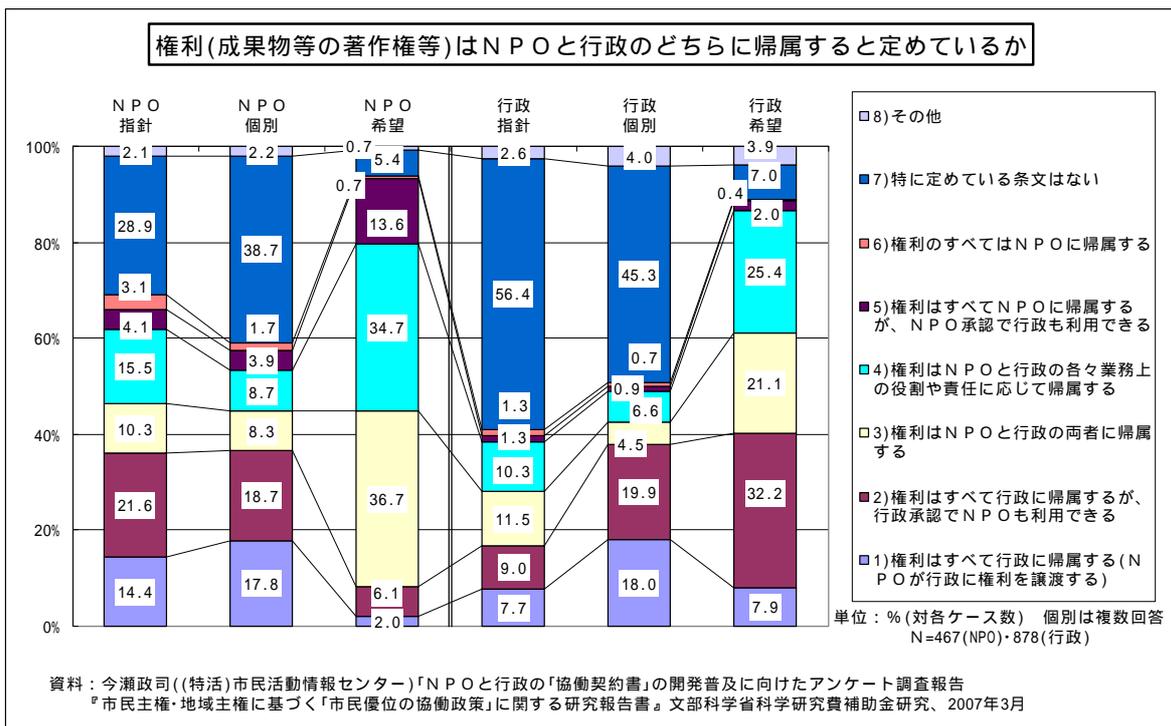
「NPOと行政の両者に帰属」と「NPOと行政の各々役割・責任に応じて帰属」は、NPO・行政回答ともに計1～3割弱と少ない。ただ、NPO回答では、「個別」案件の同2割に比べれば、「指針」案件は同3割弱で多めであり、行政回答でも、「個別」案件同1割に対して「指針」案件同2割で多めになっている。

「すべてNPOに帰属」は、NPO・行政回答ともに、僅か数%と少ない。

「特に定めはない」は、NPO回答で3～4割、行政回答では5～6割と多い(これは事業内容により権利関係があまり問題とならないことに加え、意識的に条文明記しない事例などによるものであり、その場合には、実態としての力関係が結果的に権利の帰属先を左右していると思われる)。一方、「希望」としては、「NPOと行政の両者に帰属」と「NPOと行政の各々役割・責任に応じて帰属」が、NPO回答で計7割、行政回答で計5割に上り非常に多い。

この結果から「行政のみに権利が帰属する」という契約内容が多い傾向にあることが分かった。個々の事例調査からは、行政のみに権利が帰属するために、事業の成果をNPOがその後の事業展開に十分に生かせないケースのあることが分かった。

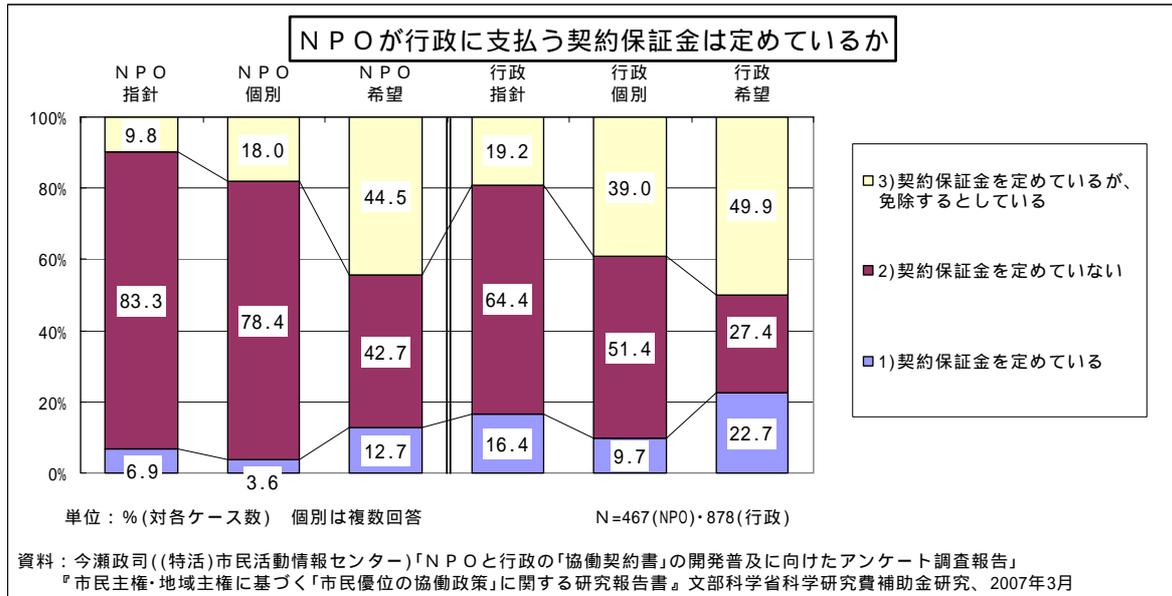
ただ、「個別」案件に比べれば、協働型の委託契約書の「指針」案件で「両者に帰属、役割に応じて帰属」が多めの傾向があった。今後の「希望」としても、「両者に帰属、役割に応じて帰属」が非常に多く、NPOにも権利が帰属するような契約形態への見直しを期待する声が多いことが分かった。また、個々の事例調査では、契約書に付随して「協定書」を結ぶなどして、双方に権利を帰属させる形態を模索するようなどころも増えてきていることも分かった。



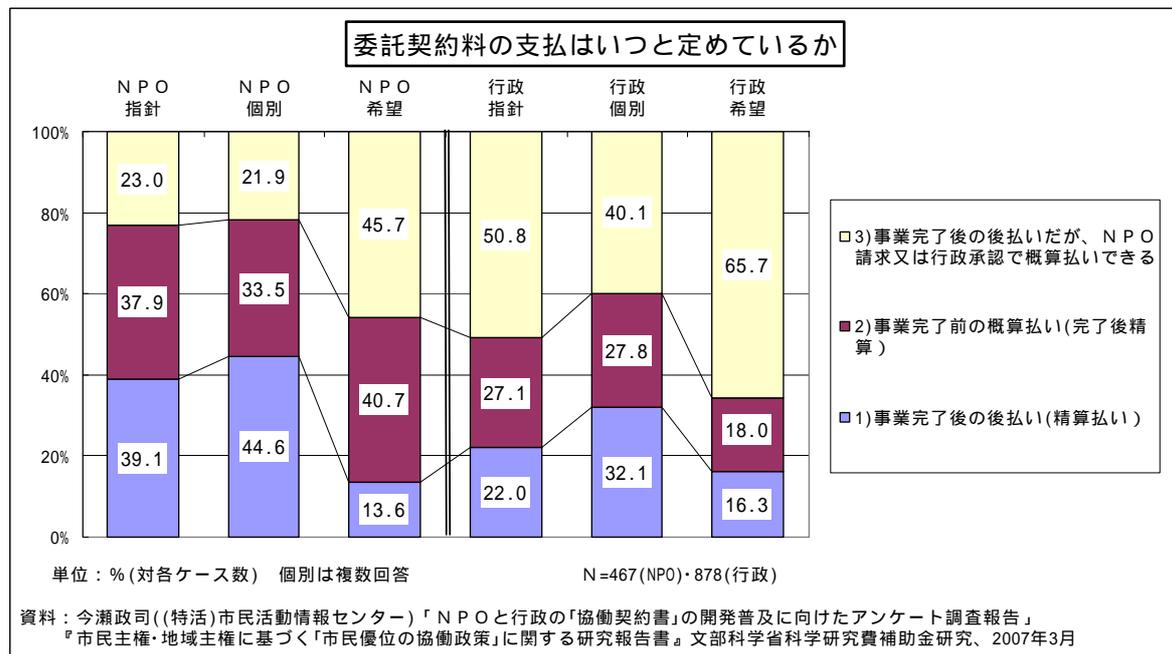
委託契約の「契約保証金」について、「定めている」はNPO回答で数%、行政回答では1割前後と少ない一方、「定めていない」「定めているが免除するとしている」は8～9割となっており、委託契約の多くが実際には契約保証金を払わない形をとっている。

(なお、委託契約で「契約保証金」を定めることは義務付けられている。)

「希望」としては、両回答ともに、「個別」「指針」に比べて「定める」と「定めるが免除する」が多く、「定めない」が少なくなっている。



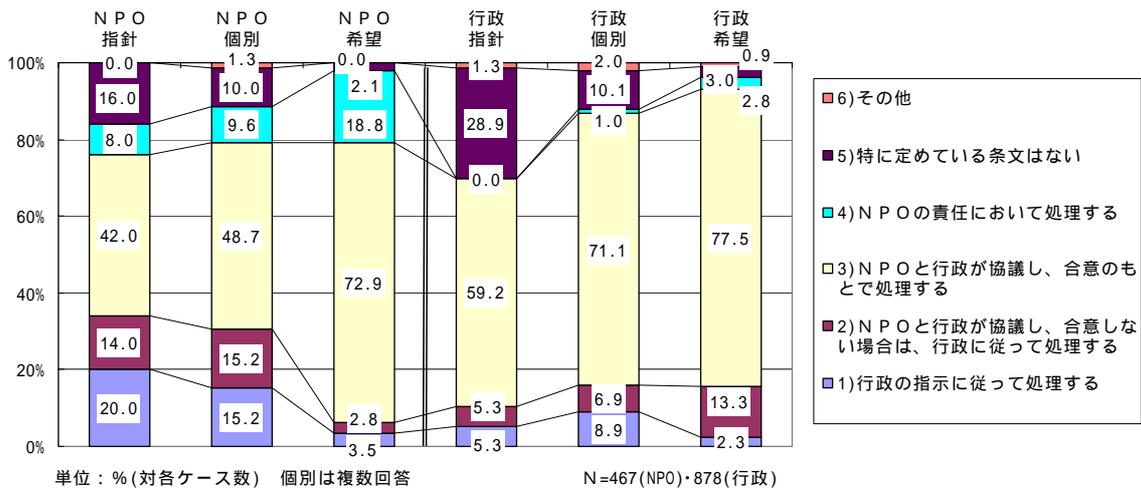
委託契約料の支払いについて、事業完了後の「後払い」はNPO回答で4割、行政回答では2～3割である一方、事業完了前の「概算払い」「後払いだが行政承認で概算払い可能」はNPO回答6割、行政回答7～8割となっており、事前の概算払いが可能なケースの方が多くなっている。「希望」としては、両回答ともに、「後払い」は1割強と非常に少なく、9割近くが「概算払い」「後払いだが行政承認で概算払い可能」と回答。



委託契約書に定めのない細かい業務処理方法（意思決定権）の定め方では、NPO回答と行政回答にギャップが見られる。

行政回答では、「行政の指示で処理（「協議し合意しない場合は行政の指示で処理」を含む）」が1～2割、「NPOと行政の協議合意で処理」が6～7割、「NPOの責任で処理」がほぼゼロ。一方、NPO回答では、行政回答に比べて「行政の指示で処理」が3割と多めで、「NPOと行政の協議合意で処理」が4～5割と少なめになっている。「NPOの責任で処理」は1割ある。「希望」としては、NPO・行政回答ともに、「NPOと行政の協議合意で処理」が7～8割と多い。

委託契約書に定めのない細かい業務処理の方法(意思決定権)の定め方

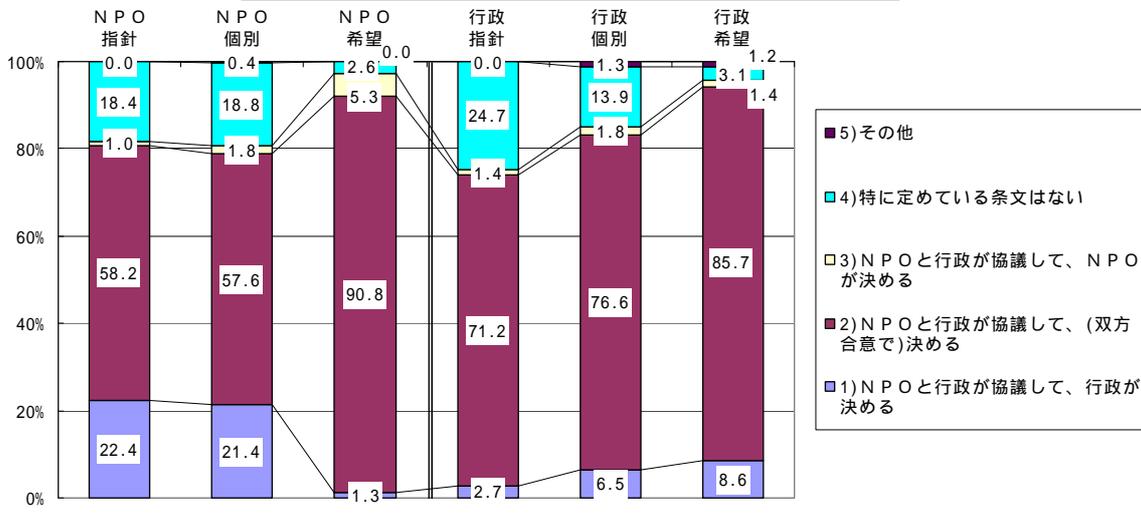


単位：％(对各ケース数) 個別は複数回答 N=467(NPO)・878(行政)
 資料：今瀬政司((特活)市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告」
 『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2007年3月

委託契約書の解釈疑義の対処法では、「行政決定」が行政回答で数%に対して、NPO回答では2割となっており、ギャップが見られる。

「協議合意決定」も行政回答の7～8割に比べて、NPO回答では6割で開きがある。「希望」としては、NPO・行政回答ともに、9割が「協議合意決定」を望むと回答。

委託契約書の解釈で疑義が生じた場合の対処の定め方

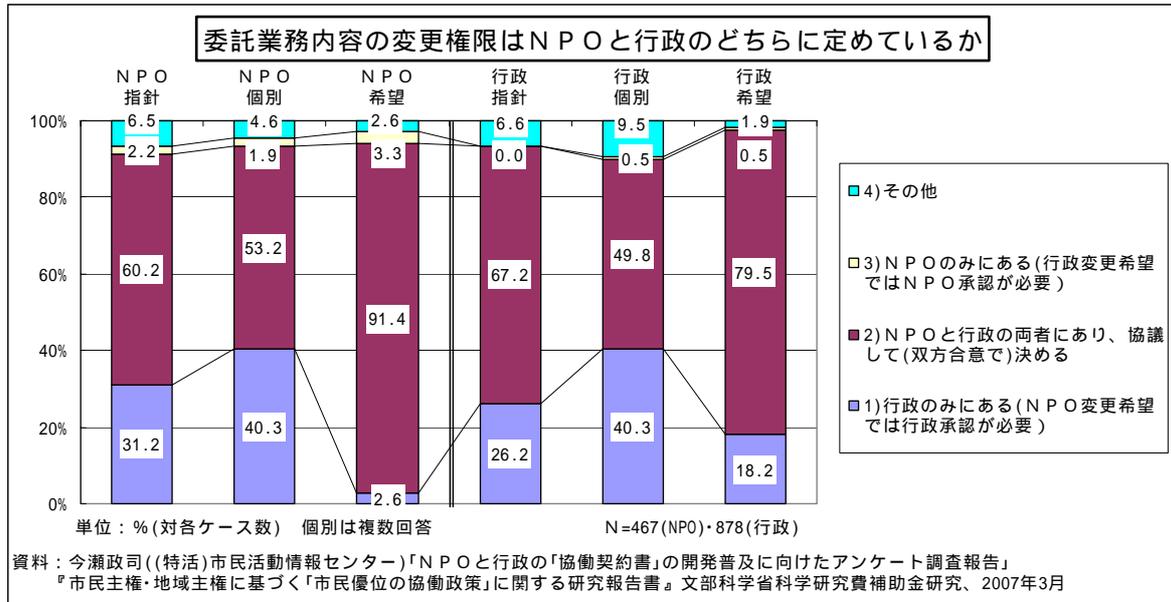


単位：％(对各ケース数) 個別は複数回答 N=467(NPO)・878(行政)
 資料：今瀬政司((特活)市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告」
 『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2007年3月

業務内容の変更権限は、NPO・行政回答ともに、「行政のみにある」が3～4割に上り、NPOが「意思決定権」を持たないケースが少なくないことが分かった。

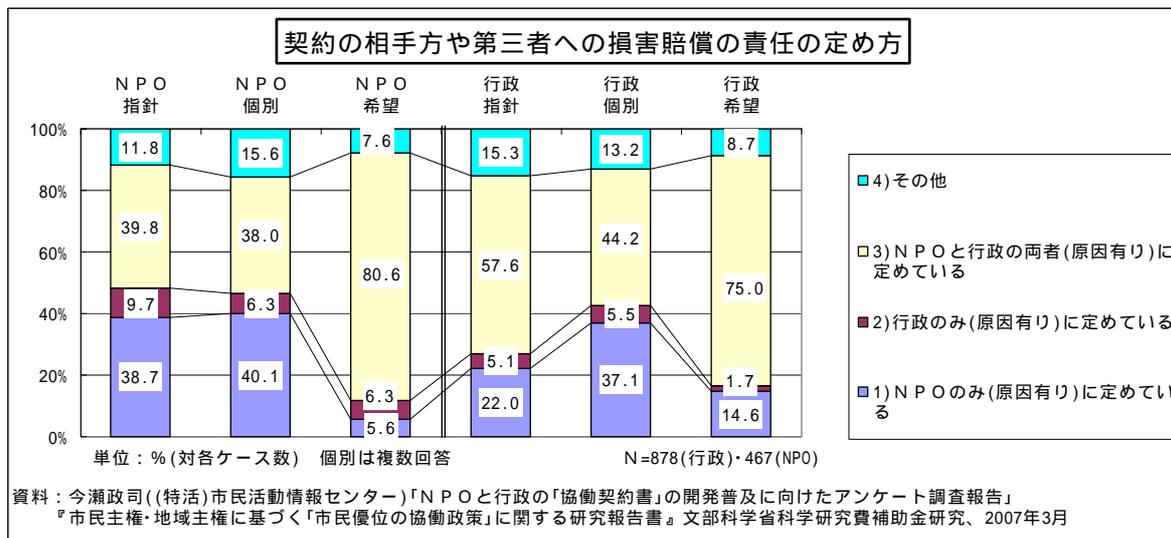
一方、「希望」としては、「NPOと行政の両者に権限があり、協議して合意で決める」の回答が、行政で8割、NPOでは9割にも上っており、改善を期待する声は多い。

個々の事例調査からは、NPOが「意思決定権」を持たないために、NPO自身の持ち味を十分に発揮できないケースのあることが分かった。

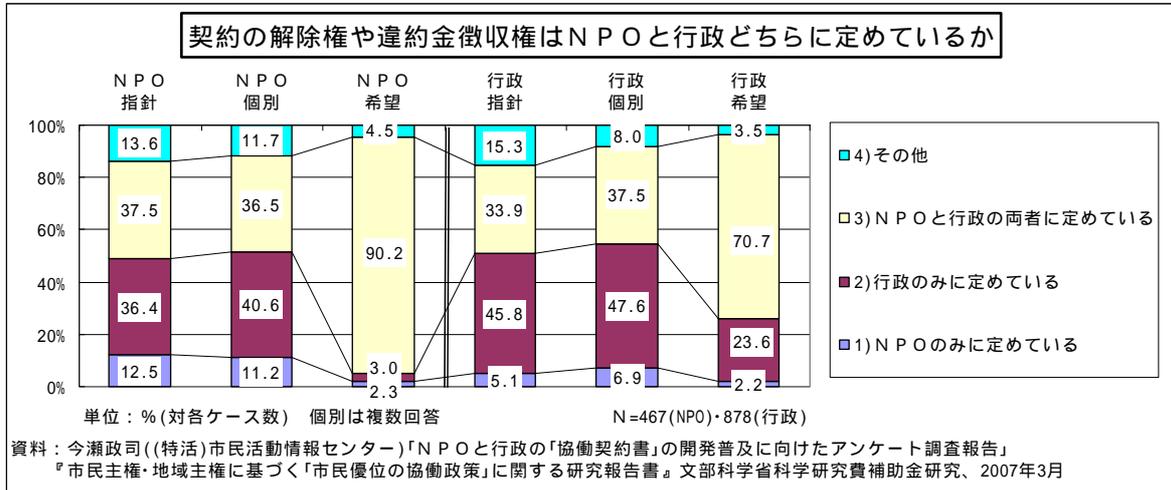


契約の相手方や第三者への損害賠償責任の定め方では、NPO・行政回答ともに、「NPOのみに責任を定めている」が2～4割、「両者に責任を定めている」が4～6割、「行政のみに責任を定めている」は僅か数%～1割。

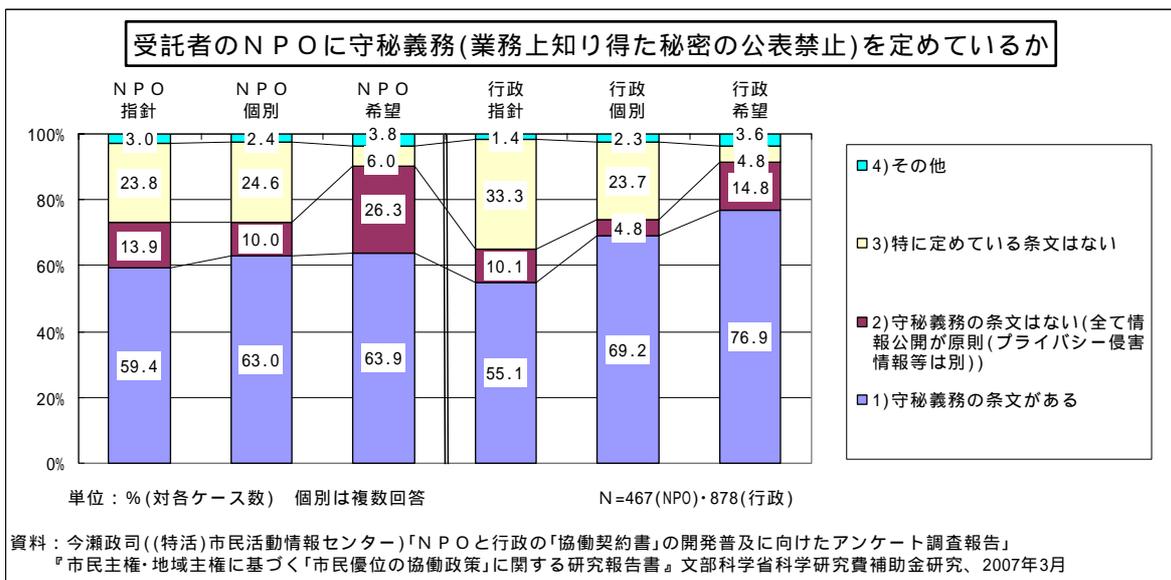
一方、「希望」としては、両回答ともに、「両者に責任を定める」が8割に上っており、改善を期待する声は多い。



契約の解除権や違約金徴収権では、NPO・行政回答ともに、「行政のみに定めている」が4～5割と多く、「両者に定めている」は3～4割、「NPOのみに定めている」は僅か数%～1割。一方、「希望」としては、両回答ともに、「両者に定める」が7～9割にも上っており、改善を期待する声は多い。

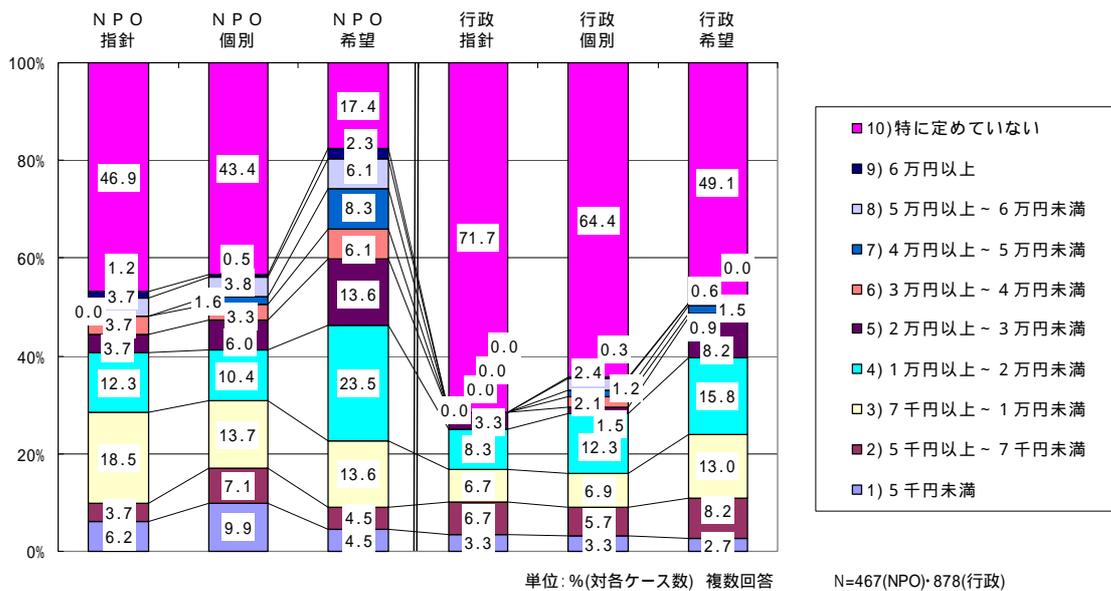


受託者のNPOに守秘義務（業務上知り得た秘密の公表禁止）を定めているかについては、NPO・行政回答ともに、「条文がある」が5～7割、「条文はない」「特に定めはない」が計3～4割。
「希望」としては、両回答ともに、「条文はない」を望むところが、現状に比べて2～3倍と多い。



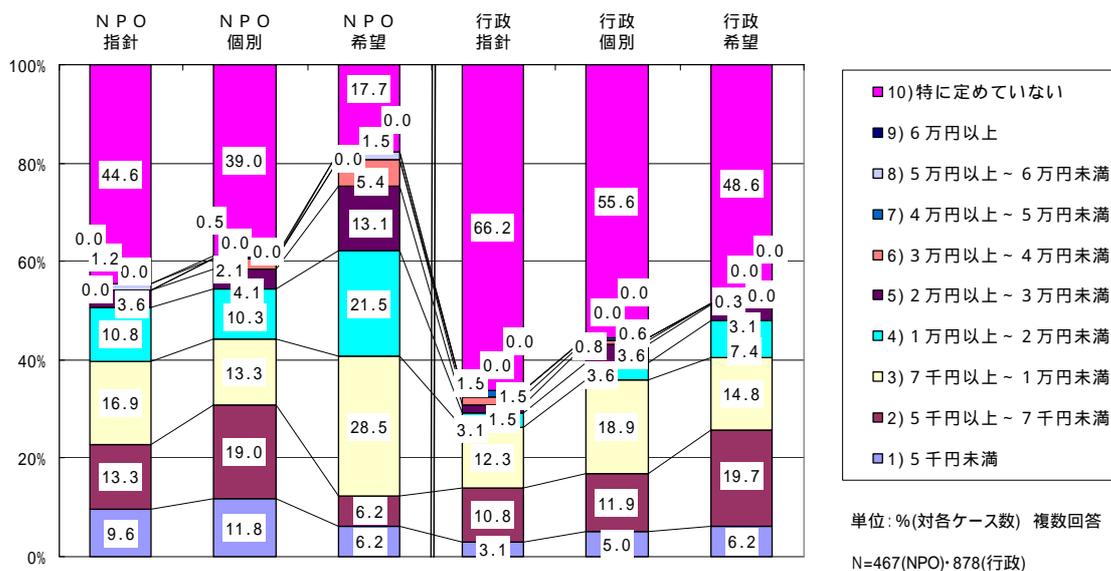
見積書の日あたり人件費単価について、NPO回答では、「1万円未満」は、「代表・事務局長・主任クラス」が3割、「事務局スタッフ・研究員クラス」が4割に上っている。「2万円未満」は、それぞれ4割と5割強。「2～6万円」は、それぞれ1～2割弱と数%で非常に少ない。一方、「希望」としては、「2～6万円」がそれぞれ3割強と2割で現状に比べて多くなっている。行政回答としては、どちらのクラスも「特に定めていない」が6～7割と多い。だが、個々の事例を見ると、行政の指示で見積書の人件費単価が決まったケースが少なくないことが分かった。こうしたNPOの人件費単価の水準は、行政が企業等に委託する場合の人件費単価に比べて、他の調査事例から比較して見ると低い傾向にある。個々のNPO事例調査からも、NPOの低い人件費単価に対しては問題を指摘する声が多く聞かれ、改善への取り組みが求められるといえる。

委託契約書の収支予算明細書(見積書)で定めている人件費の日あたり単価
[代表・事務局長・主任クラス]



資料: 今瀬政司((特活)市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告」
『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2007年3月

委託契約書の収支予算明細書(見積書)で定めている人件費の日あたり単価
[事務局スタッフ・研究員クラス]



資料: 今瀬政司((特活)市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告」
『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2007年3月

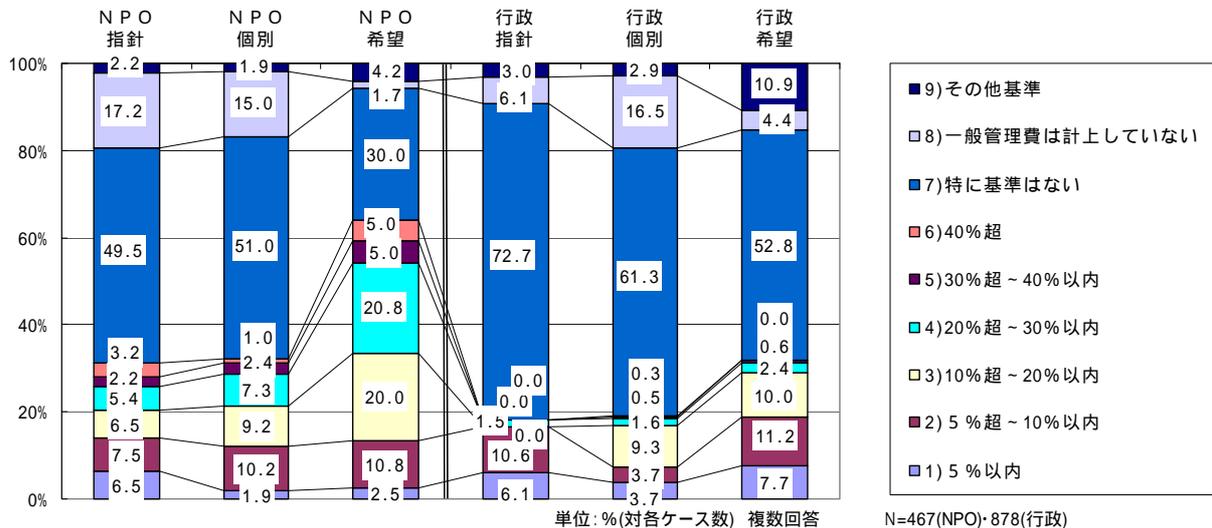
委託契約書の見積書における「一般管理費」の基準について、NPO回答では、「特に基準はない」が5割で半数を占める。基準を定めているのは計3割で、そのうち「対直接経費（人件費と物品費の合計）比率」は「30%以内」が大半で、「10%以内」がその半数。

「一般管理費を計上していない」は2割にも上る。

一方、「希望」としては、「特に基準はない」が3割。基準を定めているのは計7割弱で、そのうち「対直接経費比率」は「10～40%超」が大半。「一般管理費を計上しない」を望む回答は殆どない。

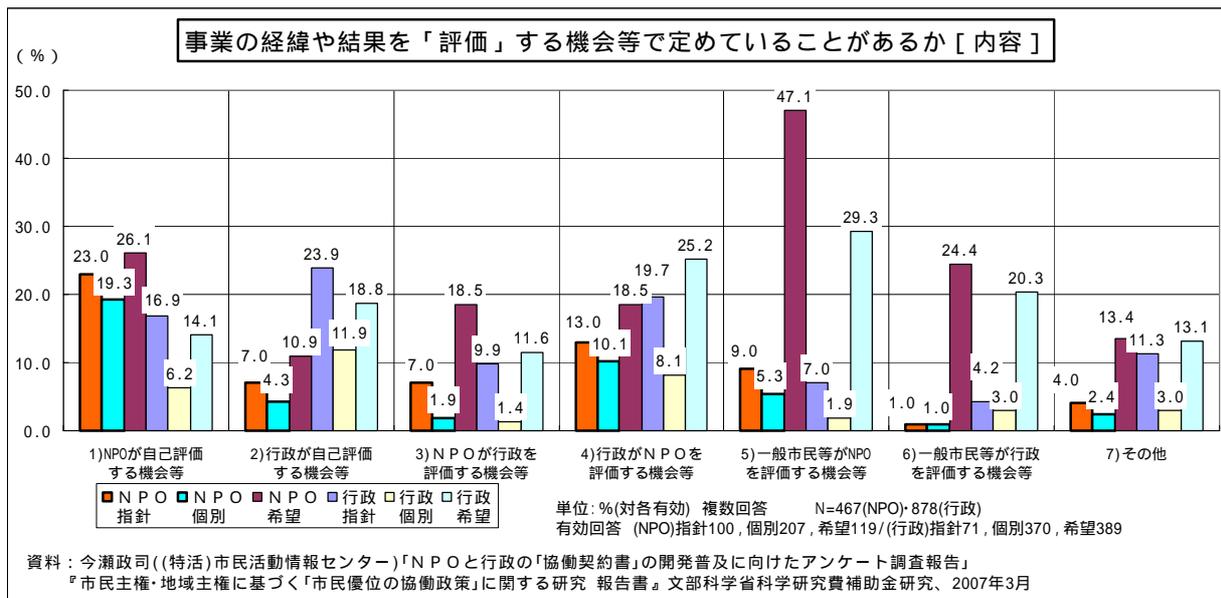
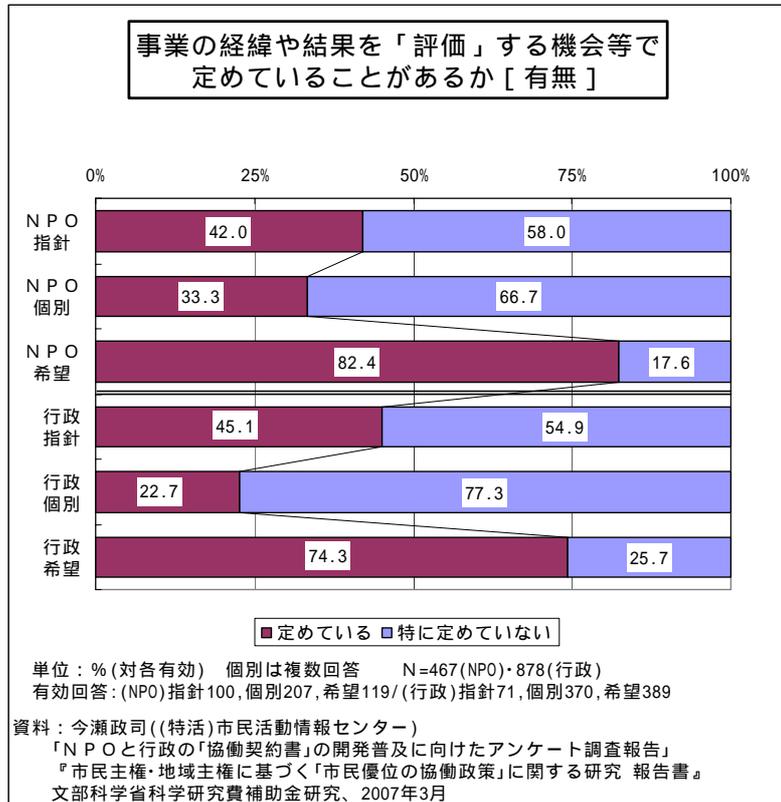
行政回答では、「特に基準がない」が6～7割と多い。「希望」としても5割に上る。だが、個々の事例を見ると、行政の指示で見積書の「一般管理費」の有無や程度が決まったケースが少ないことが分かった。

一般管理費の基準は直接経費(人件費と物品費の合計)の約何%と定めているか



資料：今瀬政司((特活)市民活動情報センター)「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告」
『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究報告書』文部科学省科学研究費補助金研究、2007年3月

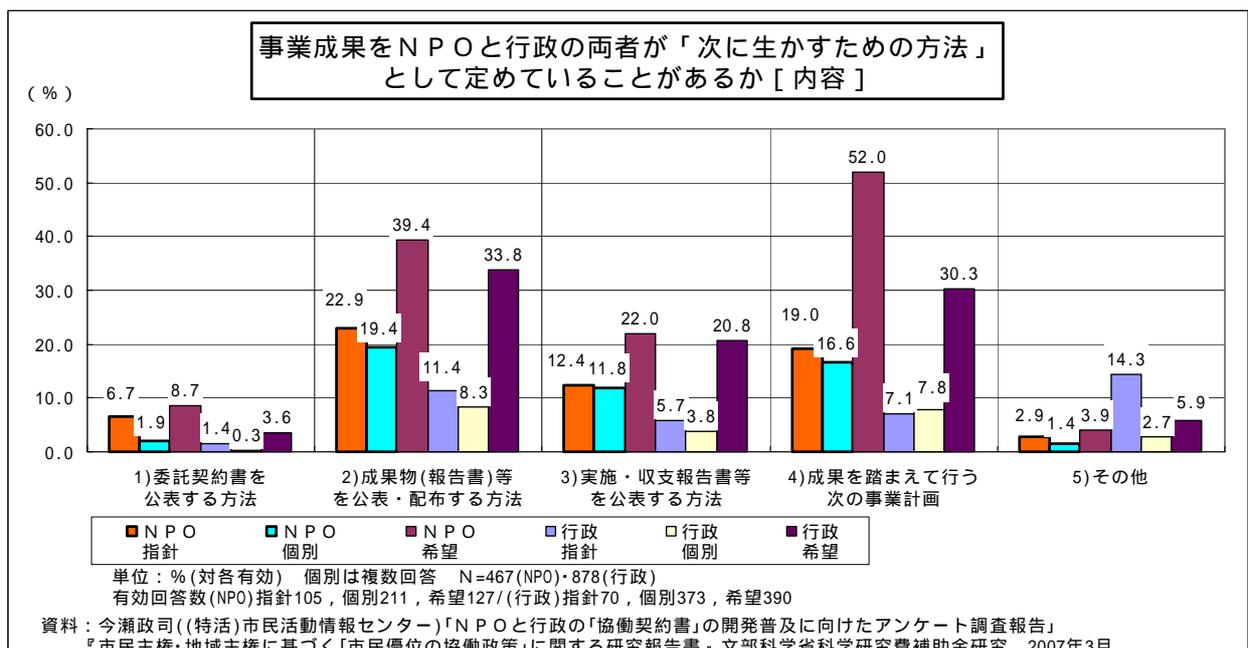
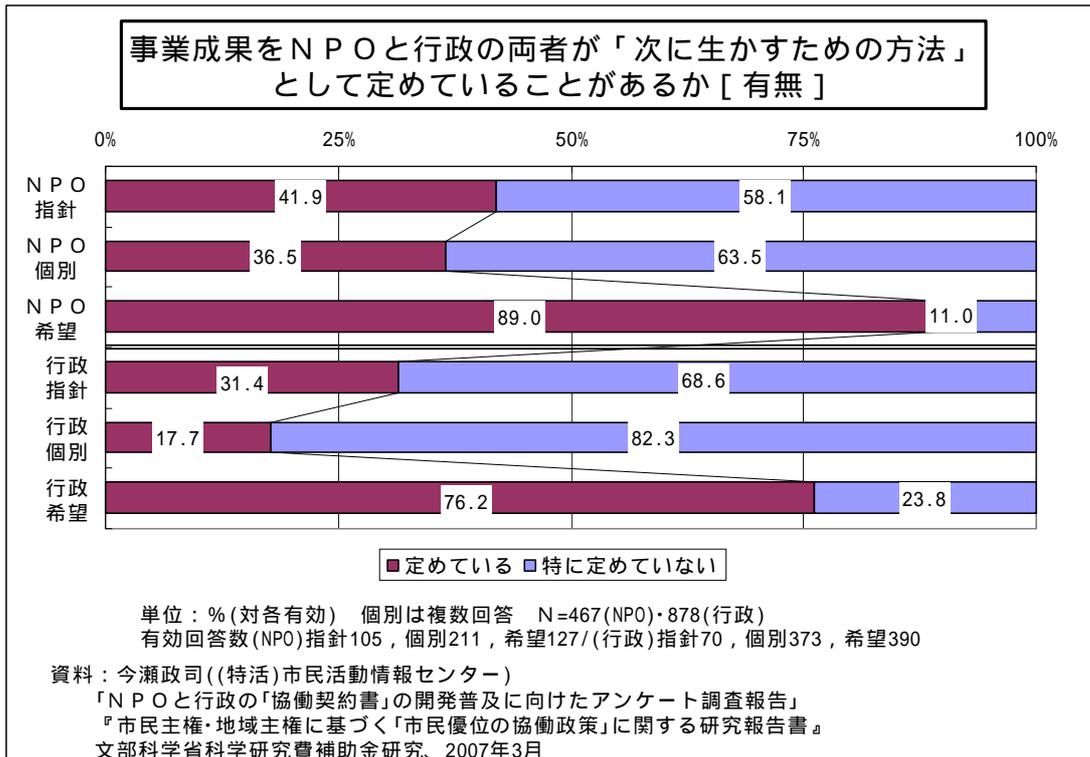
事業の経緯や結果を「評価」する機会等を定めているのは、NPO回答で3～4割。
 行政回答では「個別」案件としては1割と極めて少ないが、「指針」案件としては6割に上る。
 その具体的な内容について、NPO回答では「NPOが自己評価する機会」、行政回答では「行政が自己評価する機会」がそれぞれ最も多い。NPO・行政回答ともに、「NPOが行政を評価する機会」は「行政がNPOを評価する機会」に比べて少ない。また、「一般市民等が行政あるいはNPOを評価する機会」はあまりない。



事業成果をNPOと行政の両者が「次に生かすための方法」として定めているのは、NPO回答で3～4割。行政回答では「個別」案件としては数%と極めて少ないが、「指針」案件としては5割に上る。

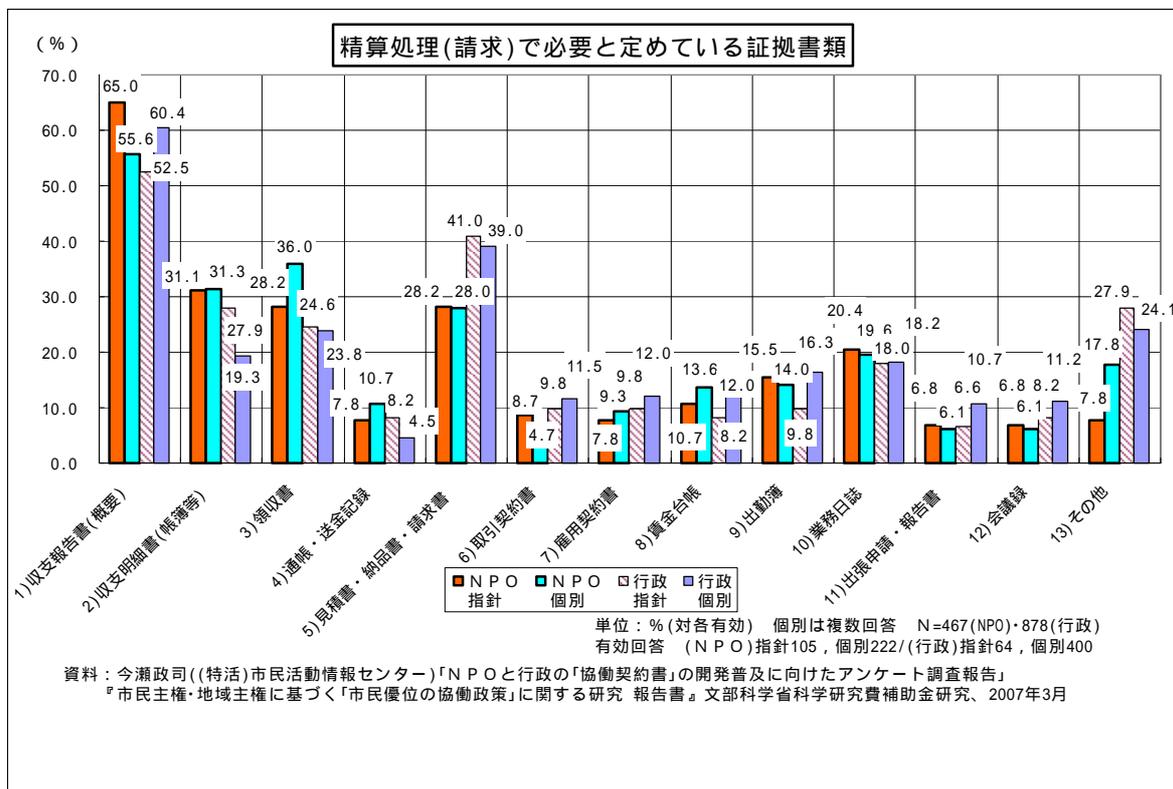
その具体的な内容について、NPO回答では、「成果物等を公表・配布する方法」や「成果を踏まえて行う次の事業計画」が比較的多く、「委託契約書を公表する方法」や「実施・収支報告書等を公表する方法」は少ない。

行政回答でも、「成果物等を公表・配布する方法」や「成果を踏まえて行う次の事業計画」が比較的多いものの、NPO回答に比べると半数以下と少なく、ギャップが見られる。



精算処理(請求)で必要と定めている「証拠書類」について、行政回答では、協働型の委託契約書の「指針」案件が、「個別」案件に比べて総じて少ない傾向にある。

具体的な「証拠書類」としては、NPO・行政回答ともに、「収支報告書(概要)」が最も多い。それ以外の詳細な各「証拠書類」については、「領収書」「見積書・納品書・請求書」「収支明細書(帳簿等)」が若干多めではあるが、定めているところは総じて少ない。



3章 「協働契約書」の更なる改良開発・普及をめざして

本稿では、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果（データ編）の概要をご紹介したが、全般を通して浮かび上がったことは、これまでの「NPOと行政の協働政策」におけるNPOと行政の関係は「対等」ではなく、「行政優位」が実情であること。その一方で、本当の意味での「対等」な関係を目指す取り組みがNPOと行政の双方で芽生えていることである。そして、開発・提唱させて頂いている「協働契約書」の検証結果としては、総じて評価する声が少なくなく、新たな契約システムを求めるニーズの高いことがあらためて分かった。

『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』では、「協働契約書」の開発普及に向けて、個別事例を含めながら、詳細な調査・分析・検証を進めており、その過程では、提起すべき新たな課題とともに、興味深い可能性を秘めた解決策などが浮上してきた。今後、こうした新たな課題・解決策やアンケートを含めた研究結果を踏まえて、新たな契約システム「協働契約書」の改良開発を行うとともに、更なる普及活動に努めていきたいと考えている。そして、本当の意味でのNPOと行政の協働政策が各地各分野において実現していくことを期待している。

主な参考論文（市民活動情報センターのホームページにも掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>）

- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民主権・地域主権フォーラム開催資料』（特活）市民活動情報センター、2004年2月
- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民優位の協働政策～」『市政研究 No.143号』大阪市政調査会、2004年4月
- 今瀬政司「NPOと行政の協働政策ブームの検証」『大阪NPO通信むすび vol.58』（特活）大阪NPOセンター、2004年7・8月
- 今瀬政司「経済不況とNPO～緊急地域雇用特別交付金事業を巡って～」『大阪NPO通信むすび vol.27』（特活）大阪NPOセンター、1999年9月

4章 協働契約書アンケート調査の単純集計データ

1. 行政からの委託契約事業について

(1) 行政からNPOへの委託契約事業(協働型または従来型)を行った実績の有無

(単位: 件、%)	NPO	行政	NPO	行政
委託(受託)実績がある	268	389	59.8	45.0
委託(受託)実績はない	180	475	40.2	55.0
有効回答数	448	864	100.0	100.0

【複数回答】

(単位: 件、% (対有効回答数))	NPO	行政	NPO	行政
1) 協働型の委託契約事業の実績がある	100	96	22.3	11.1
2) 従来型の委託契約事業の実績がある	195	325	43.5	37.6
3) 協働型も従来型も委託契約事業の実績はない	180	475	40.2	55.0

協働型の委託契約事業	NPO	行政
回答数(団体)	85	71
実績件数(件)	141	384
事業の実績総額(万円)	52,064	181,837
1団体当り契約事業の実績件数(件)	1.7	5.4
1団体当り平均額(万円)	531.8	1,617.1
1件当り平均額(万円)	369.2	473.5
委託契約事業全体(協働型と従来型の合計)	NPO	行政
回答数(団体)	182	251
実績件数(件)	476	3,002
事業の実績総額(万円)	215,433	1,137,678
1団体当り契約事業の実績件数(件)	2.6	12.0
1団体当り平均額(万円)	1,049.3	2,860.9
1件当り平均額(万円)	452.6	379.0

委託契約事業の実績としてはどのような事業か

【複数回答】

(単位: 件、% (対有効回答数))	NPO		行政		NPO		行政	
	協働型	従来型	協働型	従来型	協働型	従来型	協働型	従来型
1) イベント運営フォーラム・研修会・交流会等	49	66	57	147	47.1	31.3	57.6	43.4
2) 施設の管理運営	22	49	42	156	21.2	23.2	42.4	46.0
3) 施設の整備	2	9	4	21	1.9	4.3	4.0	6.2
4) 相談支援業務	20	40	35	109	19.2	19.0	35.4	32.2
5) 公募事業・審査会運営等	5	10	16	36	4.8	4.7	16.2	10.6
6) 製造・販売	3	3	2	10	2.9	1.4	2.0	2.9
7) 調査研究	15	40	24	92	14.4	19.0	24.2	27.1
8) 情報発信機関紙・ホームページ等	12	18	21	58	11.5	8.5	21.2	17.1
9) データベース整備	5	11	4	51	4.8	5.2	4.0	15.0
10) その他	25	65	15	82	24.0	30.8	15.2	24.2

(2) 協働型の委託契約書の指針となる雛型を持ち使っているか(付随する企画書・実施計画書、収支予算書明細書・見積書、協定書等を含む)

(単位：件、%)	NPO		行政	
1)指針(雛型)を持ち殆ど指針どおりに作成	41	11	11.0	1.4
2)指針を持っているが各契約内容や事業に合わせて作成	50	42	13.4	5.5
3)特に指針は持っていない	268	688	71.8	90.5
4)その他	14	19	3.8	2.5
合計	373	760	100.0	100.0

2. 「委託契約書」の各条文・内容について

(1) NPOが行政に支払う契約保証金は定めているか

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)契約保証金を定めている	7	8	14	12	39	87	6.9	3.6	12.7	16.4	9.7	22.7
2)契約保証金を定めていない	85	174	47	47	207	105	83.3	78.4	42.7	64.4	51.4	27.4
3)契約保証金を定めているが、免除するとしている	10	40	49	14	157	191	9.8	18.0	44.5	19.2	39.0	49.9
合計	102	222	110	73	403	383	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 委託契約料の支払はいつと定めているのか

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)事業完了後の後払い(精算払い)	34	100	19	13	126	67	39.1	44.6	13.6	22.0	32.1	16.3
2)事業完了前の概算払い(完了後精算)	33	75	57	16	109	74	37.9	33.5	40.7	27.1	27.8	18.0
3)事業完了後の後払いだが、NPO請求又は行政承認で概算払いできる	20	49	64	30	157	270	23.0	21.9	45.7	50.8	40.1	65.7
合計	87	224	140	59	392	411	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 権利(成果物等の著作権等)はNPOと行政のどちらに帰属すると定めているか

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)権利はすべて行政に帰属する(NPOが行政に権利を譲渡する)	14	41	3	6	76	36	14.4	17.8	2.0	7.7	18.0	7.9
2)権利はすべて行政に帰属するが、行政承認でNPOも利用できる	21	43	9	7	84	147	21.6	18.7	6.1	9.0	19.9	32.2
3)権利はNPOと行政の両者に帰属する	10	19	54	9	19	96	10.3	8.3	36.7	11.5	4.5	21.1
4)権利はNPOと行政の各々業務上の役割や責任に応じて帰属する	15	20	51	8	28	116	15.5	8.7	34.7	10.3	6.6	25.4
5)権利はすべてNPOに帰属するが、NPO承認で行政も利用できる	4	9	20	1	4	9	4.1	3.9	13.6	1.3	0.9	2.0
6)権利のすべてはNPOに帰属する	3	4	1	1	3	2	3.1	1.7	0.7	1.3	0.7	0.4
7)特に定めている条文はない	28	89	8	44	191	32	28.9	38.7	5.4	56.4	45.3	7.0
8)その他	2	5	1	2	17	18	2.1	2.2	0.7	2.6	4.0	3.9
合計	97	230	147	78	422	456	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 委託契約書に定めのない細かい業務処理の方法(意思決定権)の定め方

(単位:件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)行政の指示に従って処理する	20	35	5	4	36	10	20.0	15.2	3.5	5.3	8.9	2.3
2)NPOと行政が協議し、合意しない場合は、行政に従って処理する	14	35	4	4	28	57	14.0	15.2	2.8	5.3	6.9	13.3
3)NPOと行政が協議し、合意のもとで処理する	42	112	105	45	288	331	42.0	48.7	72.9	59.2	71.1	77.5
4)NPOの責任において処理する	8	22	27	0	4	12	8.0	9.6	18.8	0.0	1.0	2.8
5)特に定めている条文はない	16	23	3	22	41	13	16.0	10.0	2.1	28.9	10.1	3.0
6)その他	0	3	0	1	8	4	0.0	1.3	0.0	1.3	2.0	0.9
合計	100	230	144	76	405	427	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 委託契約書の解釈で疑義が生じた場合の対処の定め方

(単位:件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)NPOと行政が協議して、行政が決める	22	48	2	2	26	36	22.4	21.4	1.3	2.7	6.5	8.6
2)NPOと行政が協議して、(双方合意で)決める	57	129	138	52	304	361	58.2	57.6	90.8	71.2	76.6	85.7
3)NPOと行政が協議して、NPOが決める	1	4	8	1	7	6	1.0	1.8	5.3	1.4	1.8	1.4
4)特に定めている条文はない	18	42	4	18	55	13	18.4	18.8	2.6	24.7	13.9	3.1
5)その他	0	1	0	0	5	5	0.0	0.4	0.0	0.0	1.3	1.2
合計	98	224	152	73	397	421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(6) 委託業務内容の変更権限はNPOと行政のどちらに定めているか

(単位:件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)行政のみにある(NPO変更希望では行政承認が必要)	29	87	4	16	161	77	31.2	40.3	2.6	26.2	40.3	18.2
2)NPOと行政の両者にあり、協議して(双方合意で)決める	56	115	139	41	199	337	60.2	53.2	91.4	67.2	49.8	79.5
3)NPOのみにある(行政変更希望ではNPO承認が必要)	2	4	5	0	2	2	2.2	1.9	3.3	0.0	0.5	0.5
4)その他	6	10	4	4	38	8	6.5	4.6	2.6	6.6	9.5	1.9
合計	93	216	152	61	400	424	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(7) 契約の相手方や第三者への損害賠償の責任の定め方

(単位:件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)NPOのみ(原因有り)に定めている	36	77	8	13	141	59	38.7	40.1	5.6	22.0	37.1	14.6
2)行政のみ(原因有り)に定めている	9	12	9	3	21	7	9.7	6.3	6.3	5.1	5.5	1.7
3)NPOと行政の両者(原因有り)に定めている	37	73	116	34	168	303	39.8	38.0	80.6	57.6	44.2	75.0
4)その他	11	30	11	9	50	35	11.8	15.6	7.6	15.3	13.2	8.7
合計	93	192	144	59	380	404	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(8) 契約の解除権や違約金徴収件はNPOと行政どちらに定めているか

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)NPOのみに定めている	11	22	3	3	26	9	12.5	11.2	2.3	5.1	6.9	2.2
2)行政のみに定めている	32	80	4	27	179	95	36.4	40.6	3.0	45.8	47.6	23.6
3)NPOと行政の両者に定めている	33	72	120	20	141	285	37.5	36.5	90.2	33.9	37.5	70.7
4)その他	12	23	6	9	30	14	13.6	11.7	4.5	15.3	8.0	3.5
合計	88	197	133	59	376	403	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(9) 受託者のNPOに守秘義務(業務上知り得た秘密の公表禁止)を定めているか

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1)守秘義務の条文がある	60	133	85	38	274	323	59.4	63.0	63.9	55.1	69.2	76.9
2)守秘義務の条文はない(全て情報公開が原則(プライバシー侵害情報等は別))	14	21	35	7	19	62	13.9	10.0	26.3	10.1	4.8	14.8
3)特に定めている条文はない	24	52	8	23	94	20	23.8	24.6	6.0	33.3	23.7	4.8
4)その他	3	5	5	1	9	15	3.0	2.4	3.8	1.4	2.3	3.6
合計	101	211	133	69	396	420	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(10) 委託契約書の収支予算明細書(見積書)で定めている人件費の一日当たり単価

[代表・事務局長・主任クラス]

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1) 5千円未満	5	18	6	2	11	9	6.2	9.9	4.5	3.3	3.3	2.7
2) 5千円以上～7千円未満	3	13	6	4	19	27	3.7	7.1	4.5	6.7	5.7	8.2
3) 7千円以上～1万円未満	15	25	18	4	23	43	18.5	13.7	13.6	6.7	6.9	13.0
4) 1万円以上～2万円未満	10	19	31	5	41	52	12.3	10.4	23.5	8.3	12.3	15.8
5) 2万円以上～3万円未満	3	11	18	2	5	27	3.7	6.0	13.6	3.3	1.5	8.2
6) 3万円以上～4万円未満	3	6	8	0	7	3	3.7	3.3	6.1	0.0	2.1	0.9
7) 4万円以上～5万円未満	0	3	11	0	4	5	0.0	1.6	8.3	0.0	1.2	1.5
8) 5万円以上～6万円未満	3	7	8	0	8	2	3.7	3.8	6.1	0.0	2.4	0.6
9) 6万円以上	1	1	3	0	1	0	1.2	0.5	2.3	0.0	0.3	0.0
10)特に定めていない	38	79	23	43	215	162	46.9	43.4	17.4	71.7	64.4	49.1
合計	81	182	132	60	334	330	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

委託契約書の収支予算明細書(見積書)で定めている人件費の一日当たり単価

[事務局スタッフ・研究員クラス]

(単位：件、%)	NPO			行政			NPO			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1) 5千円未満	8	23	8	2	18	20	9.6	11.8	6.2	3.1	5.0	6.2
2) 5千円以上～7千円未満	11	37	8	7	43	64	13.3	19.0	6.2	10.8	11.9	19.7
3) 7千円以上～1万円未満	14	26	37	8	68	48	16.9	13.3	28.5	12.3	18.9	14.8
4) 1万円以上～2万円未満	9	20	28	2	13	24	10.8	10.3	21.5	3.1	3.6	7.4
5) 2万円以上～3万円未満	3	8	17	1	13	10	3.6	4.1	13.1	1.5	3.6	3.1
6) 3万円以上～4万円未満	0	4	7	1	3	1	0.0	2.1	5.4	1.5	0.8	0.3
7) 4万円以上～5万円未満	0	0	0	1	2	0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.6	0.0
8) 5万円以上～6万円未満	1	0	2	0	0	0	1.2	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0
9) 6万円以上	0	1	0	0	0	0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
10)特に定めていない	37	76	23	43	200	158	44.6	39.0	17.7	66.2	55.6	48.6
合計	83	195	130	65	360	325	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1 1) 一般管理費の基準は直接経費(人件費と物品費の合計)の約何%と定めているか

(単位：件、%)	N P O			行政			N P O			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1) 5%以内	6	4	3	4	14	26	6.5	1.9	2.5	6.1	3.7	7.7
2) 5%超～10%以内	7	21	13	7	14	38	7.5	10.2	10.8	10.6	3.7	11.2
3) 10%超～20%以内	6	19	24	0	35	34	6.5	9.2	20.0	0.0	9.3	10.0
4) 20%超～30%以内	5	15	25	1	6	8	5.4	7.3	20.8	1.5	1.6	2.4
5) 30%超～40%以内	2	5	6	0	2	2	2.2	2.4	5.0	0.0	0.5	0.6
6) 40%超	3	2	6	0	1	0	3.2	1.0	5.0	0.0	0.3	0.0
7) 特に基準はない	46	105	36	48	230	179	49.5	51.0	30.0	72.7	61.3	52.8
8) 一般管理費は計上していない	16	31	2	4	62	15	17.2	15.0	1.7	6.1	16.5	4.4
9) その他基準	2	4	5	2	11	37	2.2	1.9	4.2	3.0	2.9	10.9
合計	93	206	120	66	375	339	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1 2) 事業の経緯や結果を「評価」する機会等で定めていることがあるか

(単位：件、%)	N P O			行政			N P O			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
定めている	42	69	98	32	84	289	42.0	33.3	82.4	45.1	22.7	74.3
特に定めていない	58	138	21	39	286	100	58.0	66.7	17.6	54.9	77.3	25.7
有効回答数	100	207	119	71	370	389	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【複数回答】

(単位：件、% (対有効回答数))	N P O			行政			N P O			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1) NPOが自己評価する機会等	23	40	31	12	23	55	23.0	19.3	26.1	16.9	6.2	14.1
2) 行政が自己評価する機会等	7	9	13	17	44	73	7.0	4.3	10.9	23.9	11.9	18.8
3) NPOが行政を評価する機会等	7	4	22	7	5	45	7.0	1.9	18.5	9.9	1.4	11.6
4) 行政がNPOを評価する機会等	13	21	22	14	30	98	13.0	10.1	18.5	19.7	8.1	25.2
5) 一般市民等がNPOを評価する機会等	9	11	56	5	7	114	9.0	5.3	47.1	7.0	1.9	29.3
6) 一般市民等が行政を評価する機会等	1	2	29	3	11	79	1.0	1.0	24.4	4.2	3.0	20.3
7) 特に定めていない	58	138	21	39	286	100	58.0	66.7	17.6	54.9	77.3	25.7
8) その他	4	5	16	8	11	51	4.0	2.4	13.4	11.3	3.0	13.1

(1 3) 事業成果をNPOと行政が次に生かすための方法として定めていることがあるか

(単位：件、%)	N P O			行政			N P O			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
定めている	44	77	113	22	66	297	41.9	36.5	89.0	31.4	17.7	76.2
特に定めていない	61	134	14	48	307	93	58.1	63.5	11.0	68.6	82.3	23.8
有効回答数	105	211	127	70	373	390	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【複数回答】

(単位：件、% (対有効回答数))	N P O			行政			N P O			行政		
	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望	指針	個別	希望
1) 委託契約書を公表する方法	7	4	11	1	1	14	6.7	1.9	8.7	1.4	0.3	3.6
2) 成果物(報告書)等を公表・配布する方法	24	41	50	8	31	132	22.9	19.4	39.4	11.4	8.3	33.8
3) 実施・収支報告書等を公表する方法	13	25	28	4	14	81	12.4	11.8	22.0	5.7	3.8	20.8
4) 成果を踏まえて行う次の事業計画	20	35	66	5	29	118	19.0	16.6	52.0	7.1	7.8	30.3
5) 特に定めていない	61	134	14	48	307	93	58.1	63.5	11.0	68.6	82.3	23.8
6) その他	3	3	5	10	10	23	2.9	1.4	3.9	14.3	2.7	5.9

(14) 精算処理(請求)で必要と定めている証拠書類

【複数回答】

(単位：件、% (対有効回答数))	NPO		行政		NPO		行政	
	指針	個別	指針	個別	指針	個別	指針	個別
1) 収支報告書(概要)	67	119	32	226	65.0	55.6	52.5	60.4
2) 収支明細書(帳簿等)	32	67	17	72	31.1	31.3	27.9	19.3
3) 領収書	29	77	15	89	28.2	36.0	24.6	23.8
4) 通帳・送金記録	8	23	5	17	7.8	10.7	8.2	4.5
5) 見積書・納品書・請求書	29	60	25	146	28.2	28.0	41.0	39.0
6) 取引契約書	9	10	6	43	8.7	4.7	9.8	11.5
7) 雇用契約書	8	20	6	45	7.8	9.3	9.8	12.0
8) 賃金台帳	11	29	5	45	10.7	13.6	8.2	12.0
9) 出勤簿	16	30	6	61	15.5	14.0	9.8	16.3
10) 業務日誌	21	42	11	68	20.4	19.6	18.0	18.2
11) 出張申請・報告書	7	13	4	40	6.8	6.1	6.6	10.7
12) 会議録	7	13	5	42	6.8	6.1	8.2	11.2
13) その他	8	38	17	90	7.8	17.8	27.9	24.1

(15) 委託契約書の締結で各条文・内容の詳細な議論や相互確認を相手方と行うか

(単位：件、%)	NPO		行政		NPO		行政	
	指針	個別	指針	個別	指針	個別	指針	個別
1) じっくりと行う	30	44	35	114	28.6	19.8	54.7	27.1
2) ある程度行う	45	89	23	178	42.9	40.1	35.9	42.4
3) 多少行う	9	26	2	64	8.6	11.7	3.1	15.2
4) あまり行わない	8	33	4	48	7.6	14.9	6.3	11.4
5) 全く行わない	13	30	0	16	12.4	13.5	0.0	3.8
合計	105	222	64	420	100.0	100.0	100.0	100.0

(16) これまで使用の委託契約書での事業は権利・権限等の面でNPOと行政はどのような関係にあると思うか

(単位：件、%)	NPO		行政		NPO		行政	
	指針	個別	指針	個別	指針	個別	指針	個別
1) 行政の方が優位	41	125	23	137	41.0	57.1	33.3	33.4
2) 行政の方が多少優位	29	51	15	173	29.0	23.3	21.7	42.2
3) NPOと行政が対等(平等)	27	42	29	97	27.0	19.2	42.0	23.7
4) NPOの方が多少優位	3	1	0	2	3.0	0.5	0.0	0.5
5) NPOの方が優位	0	0	2	1	0.0	0.0	2.9	0.2
合計	100	219	69	410	100.0	100.0	100.0	100.0

当研究におきまして、調査にご回答ご協力いただきましたNPO（467団体）と行政（878団体）の皆様には、深くお礼を申し上げます。

また、作業協力をいただいた研究スタッフや無償ボランティアの方々、その他ご協力をいただきました多くの方々には、深くお礼を申し上げます。

< 研究スタッフならびに無償ボランティア（敬称略） >

上田恵美子

坂入靖子、片岡慶助、山本麻祐子

榎本遊、島久美子、小川将史、久保友美

研究代表者 今瀬政司（(特活)市民活動情報センター代表理事）

（転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと）

2005～2006年度 文部科学省「科学研究費補助金」研究（若手研究(A) 研究課題番号 17683001）

『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究 報告書』

NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告（データ編）

2007年3月31日発行

研究代表者・発行 今瀬政司（特定非営利活動法人 市民活動情報センター 代表理事）

[文部科学省「科学研究費補助金」指定研究機関番号 94402]

特定非営利活動法人 市民活動情報センター

〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO 506号室

TEL: 06-4395-1144 FAX: 06-4395-1145

E-mail: sic@mx.mesh.ne.jp

URL: <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>